

座間市教育委員会 5月定例会会議録

1 開会日時 令和2年5月13日(水) 午前9時30分

2 場 所 座間市役所5階5-1会議室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 鈴木 義範 教育委員 天野 久美
 教育委員 馬場 悠男

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 福田 進
 教育指導課長 小川 雅嗣 教育研究所長 江崎 厚史
 生涯学習課長 松崎 佳子 図書館長 飯田 京子

5 書 記 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	14	新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業の方針に定める休業期間の延長について	保健給食担当課長	承認
2	15	座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課長	承認
3	16	座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課長	承認
4	17	座間市立小学校及び中学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部を改正する規程	教育総務課長	承認
5	18	座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則	教育研究所長	承認
6	19	座間市社会教育指導員規則の一部を改正する規則	生涯学習課長	承認
7	20	座間市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	生涯学習課長	承認

8	2 1	座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則	生涯学習課長	承認
9	2 2	座間市教育支援委員会規則の一部を改正する規則	教育指導課長	承認
1 0	2 3	令和3年度使用中学校教科用図書採択方針及び採択検討委員会方針について	教育指導課長	承認
1 1	2 4	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認
1 2	2 5	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
1 3	2 6	座間市教育支援委員会委員の委嘱について	教育指導課長	承認
1 4	2 7	座間市文化財保護委員会委員の委嘱について	生涯学習課長	承認
1 5	2 8	座間市社会教育委員の委嘱について	生涯学習課長	承認
1 6	2 9	座間市立公民館運営審議会委員の委嘱について	生涯学習課長	承認
1 7	3 0	座間市市史編さん審議会委員の委嘱について	生涯学習課長	承認
1 8	3 1	座間市学校課題協議会委員の委嘱について	教育指導課長	承認
1 9	3 2	教科用図書採択検討委員会委員の任命について	教育指導課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者	結果
1	5	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

教育長 ただいまより、5月定例教育委員会を開会いたします。
お諮りします。ただいま、傍聴受付名簿のとおり委員会傍聴の申し出がありました。
これを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認め、これを許可します。

(傍聴人 入室)

教育長 なお、本日は小井田委員から欠席の連絡を受けております。
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 それでは、会期は5月13日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に鈴木委員と天野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過報告については、お手元の資料の5ページのとおりでございます。なお、追加として、5月11日（月）に、第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開いております。ご意見、ご質問等ございますか。

教育長 ご質問等も無いようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、議案の審議に移ります。

それでは、議案第14号「新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業の方針に定める休業期間の延長について」、福田保健給食担当課長、お願いいたします。

福田担当課長 6ページをご覧ください。議案第14号「新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業の方針に定める休業期間の延長について」、新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業の方針に定める休業期間を別紙のとおり延長することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症対策が引続き必要であるため、座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業を延長することについて提案するものでございます。

7ページをご覧ください。令和2年4月3日の臨時教育委員会でご承認をいただきました、一斉臨時休業の方針でございますが、第2項、休業期間の終期につきまして、5月31日（日）まで延長したものでございます。なお、同方針第4項に基づきまして、5月1日付で臨時代理をさせていただきました。以上でございます。

教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。

馬場委員 結構です。当然の処置だと思います。

教育長 他にご意見やご質問等ございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

他にご質問等も無いようですので、議案第14号は承認することによりよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議等無いようですので、議案第14号「新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業の方針に定める休業期間の延長については承認いたします。

 続いての議案ですが、議案第15号「座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則」から、議案第21号「座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則」は、一括議題といたします。

 それではまず、議案第15号から議案第17号まで、高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 8ページをご覧ください。議案第15号「座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則」、座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求めるものです。提案理由につきましては、会計年度任用職員の導入に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものです。なお、議案第21号まで同一の提案理由でございますので、以降は省略させていただきます。改正内容につきましてはお手元の資料のとおりですが、主な内容は、非常勤の職員の種類を、非常勤職員から会計年度任用職員に改めたものです。

 続いて11ページをご覧ください。議案第16号「座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求めるものです。改正内容については、お手元の資料のとおりです。内容は、議案第15号と同様です。

 続いて14ページをご覧ください。議案第17号「座間市立小学校及び中学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部を改正する規程」、座間市立小学校及び中学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求めるものです。改正内容につきましては、お手元の資料のとおりです。主な内容は、先ほどと同様、議案第15号と同じものとなっております。以上でございます。

教育長 ありがとうございました。続きまして、議案第18号について、江崎教育研究所長、
お願いいたします。

江崎所長 17ページをご覧ください。議案第18号「座間市教育研究所条例施行規則の一部
を改正する規則」、座間市教育研究所条例施行規則の一部を別紙のとおり改正するこ
とについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項
の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求
めるものでございます。改正内容についてはお手元の資料のとおりですが、主なもの
といたしましては、第10条、「その他の職員」の中に、心理判定支援員ほか、4つの
職種を含めたものでございます。以上でございます。

教育長 ありがとうございました。続きまして、議案第19号から議案第21号まで、松崎
生涯学習課長、お願いいたします。

松崎課長 22ページをご覧ください。議案第19号「座間市社会教育指導員規則の一部を改
正する規則」、座間市社会教育指導員規則の一部を別紙のとおり改正することにつ
いて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に
基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。改
正内容についてはお手元の資料のとおりですが、主なものとしましては、第3条を削
り、第2条第2項に「社会教育指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、社会
教育に関する指導技術を身につけたものとする。」を加え、第6条及び第7条を削った
ほか、併せて、現状に合わせるため、定員を「7人以内」から「4人以内」へ改正し
ております。

 続いて25ページをお開きください。議案第20号「座間市文化財保護条例施行規
則の一部を改正する規則」、座間市文化財保護条例施行規則の一部を別紙のとおり改
正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4
条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により
承認を求める。改正内容についてはお手元の資料のとおりですが、第6条から第8条
までを削ったものでございます。

 続いて28ページをご覧ください。議案第21号「座間市市史編さん編集員及び市
史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則」、座間市市史編さん編集員及び市史
編さん調査員設置規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員
会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり
臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。改正内容についてはお
手元の資料のとおりですが、第2条第2項中「とし、教育委員会が委嘱する」を「と

する」に改め、第4条を削ったものでございます。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。ここまでの一括議題につきまして、ご質問等ございますか。

馬場委員 質問してよろしいでしょうか。このそもそもの趣旨というのは、名前が変わったというだけではないわけですよね。会計年度任用職員という言い方をすることの意味とか、そのあたりについてご説明願えればと思います。

それから、職務に関する規定が削除してあるわけですよね。それは、別の規程で賄うから良いということなんでしょうか。その辺の、全体的な考え方をご説明願えればと思うんですけども。

教育長 まずは高木課長、説明をお願いできますか。

高木課長 全体の趣旨ということで、主に会計年度任用職員の移行のことでよろしいでしょうか。

馬場委員 はい。

高木課長 こちらなんですけれども、地方公務員法の一部改正によりまして、令和2年4月1日から、会計年度任用職員制度が始まりました。制度の趣旨に沿った適正な任用を確保するために、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化、この2点を軸に改正が行われております。特別職の範囲につきましては、専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者、というものに厳格化されました。臨時的任用については、常勤職員に欠員が生じた場合に厳格化されました。一般職の非常勤職員につきましては、会計年度任用職員という規定を設けて、その採用方法や任期等が明確化されました。

これに伴いまして、職の整理が行われ、それまで非常勤職員であった方が、会計年度任用職員又は私人となるケースがありました。今回につきましては、主に会計年度任用職員に移行された方々の職の整理をさせていただいたもので、他に職が変わったとか、職の役割が整理されたものにつきましては、また別の理由がございますが、それは各所属の方からご説明をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

馬場委員 ありがとうございます。

教育長 続いて、松崎課長お願いします。

松崎課長 まず、議案第19号の社会教育指導員につきましては、会計年度任用職員になったことに伴い、委嘱から任用となり、第3条から同じ内容を第2条へ設置の要件として移したことになります。また、第5条から第7条につきましては、特別職の要件であったため、削除させていただきました。

議案第20号の文化財調査員につきましては、私人という扱いになったため、第6条から第8条までを削除させていただきました。

議案第21号の市史編さん編集員及び市史編さん調査員につきましては、こちらも会計年度任用職員になったため、委嘱から任用となりましたので、削除させていただきました。以上です。

教育長 ありがとうございます。続いて江崎所長お願いします。

江崎所長 議案第18号についてです。20ページをお開きいただくとわかりやすいかと思います。これまでは心理判定支援員以外の職種として、スクールソーシャルワーカー、それから学校教育心理相談員、それから学校司書というものが、特別職という扱いで入っていましたが、その他の職員の第2項、第3項という形や、第11条ということで分かれておりましたので、第10条、その他の職員の中に全てを入れ込むという形を取らせていただきました。また、先ほど松崎課長からも話がありましたが、委嘱する、という言葉が、会計年度任用職員になりましたので、その部分が変わっております。加えて、これまでは特別職と、そうではない一般職ということで、こちらには記載されていなかった情報教育アドバイザーについても、その他の職員というところに当てはまるということで、今回入れさせていただいております。以上です。

教育長 ありがとうございます。他にご質問等ございますか。

鈴木委員 よろしいでしょうか。社会教育指導員規則の一部改正で、定数を7人以内から4人以内に減らした理由をお聞かせ願えればと思います。3人減ということで、事業に差支えが出るんじゃないかという心配と、社会教育、生涯学習を進めていく上で積極的な登用を図ることとの兼ね合いもありますので、7人以内から4人以内とした理由をお聞かせください。

松崎課長 こちらにつきましては、座間市内に公民館が市公民館、北地区文化センター、東地区文化センター、本庁の方で社会教育の事業を行っております。4か所で行っている

ということで、現状に合わせて、4名とさせていただきます。

また、今後の事業に支障がないか、ということですが、社会教育指導員の他、社会教育主事というものを職員の方で積極的に資格を取りまして、そういう職員を配属していただけるように今後は行っていきたいと思います。以上です。

鈴木委員 指導員については、地域の中で見識を有する人を選んでいるところがあって、より市民に近い人を選んでいて、事業を進めていく上で有意義な制度だなというふうに思っていたので、お聞きしました。ありがとうございました。

教育長 他にご質問等ございますか。

教育長 他にご質問等も無いようですので、議案第15号から議案第21号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議等無いようですので、議案第15号「座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則」から、議案第21号「座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則」は、承認いたします。

続きまして、議案第22号「座間市教育支援委員会規則の一部を改正する規則」、小川教育指導課長、お願いいたします。

小川課長 それでは31ページをお開きください。議案第22号「座間市教育支援委員会規則の一部を改正する規則」、座間市教育支援委員会規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求めるとでございます。提案理由といたしまして、教育支援委員会に心理判定支援員を置くため提案するものでございます。続きまして改正の内容ですが、32ページをお開きください。第7条 委員会に心理判定支援員を置くことができる。ということで、第7条の1項2項3項を加えさせていただきました。33ページには現行と改正案の新旧対照表が載せてあります。

少し説明をさせていただきますと、教育支援委員会は、お子様が通常級で学ぶのが良いのか、特別支援学級で学ぶのが良いのか、特別支援学校へ通った方が良いのか、ということ審議をするための機関となっております。この教育支援委員会で審議するのに当たりまして、客観的な資料ということで、例えば一つの例を出しますと、

心理検査等がその審議を判断する材料として使われております。一般にお子さんが心理検査を受けるとなると、病院に行っただったり、あるいは児童相談所に行くことができるんですけども、お金がかかってしまう、あるいは2、3か月先まで検査が受けられないというような実情がありまして、なんとか市としましては保護者の負担を減らすために座間市の教育委員会にこの教育支援委員会の客観的資料を作るための心理検査を行う職員を置いて、その資料を作るということを行いたいということで、今年度から新たに設置をしたという状況でございます。以上です。

教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。

教育長 ご質問等も無いようですので、議案第22号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議等無いようですので、議案第22号「座間市教育支援委員会規則の一部を改正する規則」は承認いたします。

続きまして、議案第23号「令和3年度使用中学校教科用図書の採択方針及び採択検討委員会方針について」、小川教育指導課長、お願いいたします。

小川課長 34ページをお開きください。議案第23号「令和3年度使用中学校教科用図書の採択方針及び採択検討委員会方針について」、令和3年度使用の座間市立中学校教科用図書を採択するに当たり、採択方針及び採択検討委員会方針を別紙のとおりとすることについて議決を求めるものでございます。提案理由としましては、県の令和3年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択方針に基づく座間採択地区としての方針及び座間市教科用図書採択検討委員会要綱に基づき設置される検討委員会の方針について提案するものでございます。35ページに、中学校の座間採択地区教科用図書採択方針及び座間市教科用図書採択検討委員会方針が載せてありますので、ご覧ください。また、36ページには、採択に関わる日程についてもお示ししてありますので、ご確認ください。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。少し内容を確認してください。

教育長 それでは、ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。

教育長 ご質問等も無いようですので、議案第23号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議等無いようですので、議案第23号「令和3年度使用中学校教科用図書の採択方針及び採択検討委員会方針について」は承認いたします。

 続きまして、議案第24号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料37ページをご覧ください。議案第24号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙の教育関係予算案に関し、異議の無い旨を申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。提案理由につきましては、令和元年度及び令和2年度座間市一般会計補正予算について提案するものでございます。

 それでは38ページをご覧ください。まず、令和元年度3月専決補正予算についてご説明します。歳入の、款21諸収入、項04雑入、目02雑入、節07教育費雑入は、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴い国が創設した、学校臨時休業対策費補助金の歳入を計上したものです。臨時休業により中学校給食（選択式）を中止したことに伴い、発注を取消することができなかった食材費等、13万8,590円の経費が生じており、通常は保護者に負担していただくところですが、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業という理由に鑑み、当該経費は市で負担することとしております。その4分の3に相当する経費のうち、千円未満の端数を切捨てた10万3,000円が、学校臨時休業対策費補助金として交付されるため、歳入に計上いたしました。

 次に、歳出の款10教育費、項03中学校費、目03給食費、節18負担金、補助及び交付金は、歳入で説明させていただいた、中学校給食（選択式）を中止したことに伴う経費です。

 続いて、令和2年度6月補正予算についてご説明します。39ページをご覧ください。歳出の、款10教育費、項04社会教育費、目09市民文化会館費、節10需用費は、市民文化会館リハーサル室及び事務所の空調機器交換を実施するため、補正額755万7,000円を計上したものでございます。

 議案第24号の説明は以上です。

教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。

教育長 ご質問等も無いようですので、議案第24号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議等無いようですので、議案第24号「教育関係予算案に関する意見の申出について」は承認いたします。

 お諮りします。議案第25号「座間市教育委員会職員の人事について」から、報告第5号「県費負担教職員の任用について」は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。恐れ入りますが、傍聴人の方は暫時退席をお願いいたします。

(傍聴人 退席)

(議案第25号「座間市教育委員会職員の人事について」から、報告第5号「県費負担教職員の任用について」までは非公開)

教育長 傍聴人の入室を許可します。

(傍聴人 なし)

教育長 本日の案件は以上です。

 その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

飯田館長 図書館の臨時閉館についてご説明いたします。図書館は、緊急事態宣言の延長を受け、5月5日に更新されました神奈川県の実施方針により、6月1日(月)まで臨時閉館の措置を取らせていただいております。4月8日までは、予約した図書、雑誌、映像資料の受取りを可能としておりましたが、現在は完全閉館としており、ブックポストでの返却及びインターネットや電話での予約のみ受付しております。イベントにつきましては、図書館主催の講座、おはなし会等全て中止といたしました。移動図書館につきましては、小学校への巡回は臨時休校に合わせて中止しており、地域のポイ

ントにつきましても図書館の臨時閉館中は中止しております。

また、図書館駐車場につきましても、ブックポストの利用のため開場しておりますが、谷戸山公園の利用者が駐車し、満車となることも多く、危機管理課、公園緑政課及び谷戸山公園からの要請を受けて、駐車スペースを使用禁止としております。

なお、6月10日（水）から18日（木）まで、年に一度の特別整理期間として休館する予定でしたが、臨時閉館中に蔵書点検を進めたため、通常期間と同様に、月曜日を除いて開館する予定です。図書館からは以上です。

教育長 ありがとうございました。他にございますか。

松崎課長 生涯学習課の社会教育施設についてご報告いたします。公民館、北地区文化センター、東地区文化センターにつきましても、6月1日までの施設の利用を中止しております。施設の自主企画、会議等は全て中止といたしまして、市民一般に貸出す貸館も中止としております。窓口業務は行っておりませんが、事務所には職員が滞在しております。電話対応等はしております。図書室については、図書館に準じた対応をしております。

また、市民文化会館につきましても、6月14日までは閉めておりますけれども、事務所の方は通常どおり行っております。以上です。

教育長 ありがとうございました。他にはございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

では、次回の定例会は令和2年6月10日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催します。

以上で5月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

（午前10時28分閉会）

座間市教育委員会 5月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業の方針に定める休業期間の延長について

イ 座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

ウ 座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

エ 座間市立小学校及び中学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部を改正する規程

オ 座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則

カ 座間市社会教育指導員規則の一部を改正する規則

キ 座間市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

ク 座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則

ケ 座間市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

コ 令和3年度使用中学校教科用図書採択方針及び採択検討委員会方針について

サ 教育関係予算案に関する意見の申出について

シ 座間市教育委員会職員の人事について

ス 座間市教育支援委員会委員の委嘱について

セ 座間市文化財保護委員会委員の委嘱について

ソ 座間市社会教育委員の委嘱について

タ 座間市立公民館運営審議会委員の委嘱について

チ 座間市市史編さん審議会委員の委嘱について

ツ 座間市学校課題協議会委員の委嘱について

テ 教科用図書採択検討委員会委員の任命について

(2) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 5 月定例会議事運営要領

日 時	令和2年5月13日（水） 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 5-1会議室
会 期	令和2年5月13日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和2年3月25日
会 議 録	鈴木委員
署名委員	天野委員
経過報告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	14	新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業の方針に定める休業期間の延長について	学校教育課 保健給食担当課長
2	15	座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課長
3	16	座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課長
4	17	座間市立小学校及び中学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部を改正する規程	教育総務課長
5	18	座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則	教育研究所長
6	19	座間市社会教育指導員規則の一部を改正する規則	生涯学習課長
7	20	座間市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	生涯学習課長
8	21	座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則	生涯学習課長
9	22	座間市教育支援委員会規則の一部を改正する規則	教育指導課長
10	23	令和3年度使用中学校教科用図書採択方針及び採択検討委員会方針について	教育指導課長
11	24	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長
12	25	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
13	26	座間市教育支援委員会委員の委嘱について	教育指導課長
14	27	座間市文化財保護委員会委員の委嘱について	生涯学習課長
15	28	座間市社会教育委員の委嘱について	生涯学習課長
16	29	座間市立公民館運営審議会委員の委嘱について	生涯学習課長
17	30	座間市市史編さん審議会委員の委嘱について	生涯学習課長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
18	31	座間市学校課題協議会委員の委嘱について	教育指導課長
19	32	教科用図書採択検討委員会委員の任命について	教育指導課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者
1	5	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

経 過 報 告

令和2年5月13日定例会

実施月日	曜	事業(行事)等の内容	出席教育委員等氏名
3月25日	水	定例教育委員会	教育長、教育長職務代理者、天野委員、小井田委員、馬場委員
3月26日	木	事後調整会議	教育長
3月26日	木	第13回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議	教育長
3月26日	木	市史編さん審議会委員委嘱状交付式	教育長
3月31日	火	辞令交付式	教育長
4月1日	水	辞令交付式	教育長
4月2日	木	会計年度職員(教育研究所所属)辞令交付式	教育長
4月3日	金	臨時校長会議	教育長
4月3日	金	臨時教育委員会	教育長、小井田委員、馬場委員
4月3日	金	第14回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議	教育長
4月7日	火	第15回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議	教育長
4月8日	水	第1回座間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議	教育長
4月8日	水	初任者研修(講話)	教育長
4月9日	木	定例校長会議	教育長
4月9日	木	県教科用図書選定審議会(横浜)	教育長
4月10日	金	定例教頭会議	教育長
4月13日	月	第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	教育長
4月15日	水	児童ホーム視察(立野台小学校)	教育長
4月16日	木	県央教育事務所管内教育長会議	教育長
4月17日	金	第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	教育長
4月22日	水	市長定例記者会見	教育長
4月24日	金	児童ホーム視察(栗原小学校)	教育長
4月27日	月	第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	教育長
4月28日	火	市原水爆禁止協議会役員会	教育長
4月30日	木	臨時校長会議	教育長

議案第14号

新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業の方針に定める休業期間の延長について

新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業の方針に定める休業期間を別紙のとおり延長することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年5月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策が引続き必要であるため、座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業期間を延長することについて提案するものである。

新型コロナウイルス感染症対策のための座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業の方針

1 対象

座間市立小学校及び中学校 全校

2 休業期間

令和2年4月7日（火）から5月31日（日）まで

3 休業の理由

新型コロナウイルス感染症対策として、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づき、座間市立小学校及び中学校の一斉臨時休業が必要と判断したため。

4 休業期間を短縮又は延長する必要がある場合の措置

令和2年5月12日（火）までの間に上記休業期間を短縮又は延長する必要がある場合、その決定については教育長が臨時にこれを代理する。

議案第15号

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年5月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

会計年度任用職員の導入に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものである。

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和52年座間市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「臨時的任用職員及び非常勤職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）、同法第22条の3第4項及び第26条の6第7項第2号並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）」に改める。

第9条第1項中「、臨時又は」を「、臨時の職として、第6条第1項に掲げる職の名に臨時を冠した職を、」に、「業務補佐員」を「労務補佐員」に改める。

第10条中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「もつて」を「もって」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(臨時又は非常勤の職員の種類)</p> <p>第8条 臨時又は非常勤の職員の種類は、<u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>とする。</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の職)</p> <p>第9条 第3条から第6条までに規定する職のほか、<u>臨時又は非常勤の職</u>として、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員又は<u>業務補佐員</u>を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨時又は非常勤の職に充てる職員)</p> <p>第10条 前条第1項の規定により設けられた職には、<u>臨時的任用職員又は非常勤職員</u>をもって充てる。</p>	<p>(臨時又は非常勤の職員の種類)</p> <p>第8条 臨時又は非常勤の職員の種類は、<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）</u>、同法第22条の3第4項及び第26条の6第7項第2号並びに<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）</u>とする。</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の職)</p> <p>第9条 第3条から第6条までに規定する職のほか、<u>臨時の職</u>として、<u>第6条第1項に掲げる職の名に臨時を冠した職</u>を、非常勤の職として、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員又は<u>労務補佐員</u>を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨時又は非常勤の職に充てる職員)</p> <p>第10条 前条第1項の規定により設けられた職には、<u>臨時的任用職員又は会計年度任用職員</u>をもって充てる。</p>

議案第16号

座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年5月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

会計年度任用職員の導入に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものである。

座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

座間市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年座間市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「臨時的任用職員又は非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4項及び第26条の6第7項第2号並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

座間市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日（第2条－第5条）</p> <p>第3章 教育活動（第6条－第8条）</p> <p>第4章 教材の取扱い（第9条－第11条）</p> <p>第5章 分掌組織及び職員（第12条－第26条）</p> <p>第6章 施設、設備等の管理（第27条－第31条）</p> <p>第7章 雑則（第32条・第33条）</p> <p>附則</p> <p> 第5章 分掌組織及び職員 （臨時又は非常勤の職員）</p> <p>第23条 第15条から第21条までに規定する職のほか、学校に<u>臨時的任用職員又は非常勤職員</u>を置くことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日（第2条－第5条）</p> <p>第3章 教育活動（第6条－第8条）</p> <p>第4章 教材の取扱い（第9条－第11条）</p> <p>第5章 分掌組織及び職員（第12条－第26条）</p> <p>第6章 施設、設備等の管理（第27条－第31条）</p> <p>第7章 雑則（第32条・第33条）</p> <p>附則</p> <p> 第5章 分掌組織及び職員 （臨時又は非常勤の職員）</p> <p>第23条 第15条から第21条までに規定する職のほか、学校に<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4項及び第26条の6第7項第2号並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員</u>を置くことができる。</p> <p>2 （略）</p>

議案第17号

座間市立小学校及び中学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部を改正する規程

座間市立小学校及び中学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年5月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

会計年度任用職員の導入に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものである。

座間市立小学校及び中学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部を改正する規程

座間市立小学校及び中学校職員の勤務時間の割振りに関する規程（昭和50年座間市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

第3条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

座間市立小学校及び中学校職員の勤務時間の割振りに関する規程新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 職員（<u>非常勤職員</u>を除く。）の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を座間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が割り振るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>非常勤職員</u>の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 <u>非常勤職員</u>の勤務時間の割振りは、日々雇用されるものについては1日につき7時間45分を超えない範囲内において、教育委員会が行うものとする。</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）</u>を除く。）の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を座間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が割り振るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 <u>会計年度任用職員</u>の勤務時間の割振りは、日々雇用されるものについては1日につき7時間45分を超えない範囲内において、教育委員会が行うものとする。</p>

議案第18号

座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則

座間市教育研究所条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年5月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

会計年度任用職員の導入に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものである。

座間市教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則

座間市教育研究所条例施行規則（昭和58年座間市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条から第9条の規程中「のうちから教育委員会が委嘱」を「と」に改める。

第3条第2項及び第3項を削る。

第4条第3項及び第4項を削る。

第5条第2項及び第3項を削る。

第6条第2項及び第3項を削る。

第7条第2項及び第3項を削る。

第8条第2項及び第3項を削る。

第9条第2項及び第3項を削る。

第10条第1項中「「その他の職員」」を「その他の職員」に、「心理判定支援員」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 心理判定支援員 児童及び生徒の発達に関する臨床心理面の豊かな経験と見識を有する者
- (2) スクールソーシャルワーカー 教育及び社会福祉に関する豊かな経験と見識を有する者
- (3) 学校教育心理相談員 財団法人日本臨床心理士認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者
- (4) 学校司書 図書館司書又は図書館業務に識見を有する者
- (5) 情報教育アドバイザー 情報教育に関わる専門的知識及び技術的知識を有する者

第10条第2項及び第3項を削る。

第11条から第13条までを削り、第14条を第11条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

座間市教育研究所条例施行規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(教育相談員)</p> <p>第3条 教育相談員は、教育に関する豊かな経験と識見を有する者<u>のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>2 <u>教育相談員の任期は、1年とする。ただし、当該教育相談員が欠けた場合における補欠の教育相談員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>教育相談員は、再任することができる。</u></p>	<p>(教育相談員)</p> <p>第3条 教育相談員は、教育に関する豊かな経験と識見を有する者とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>(教育研究員)</p> <p>第4条 教育研究員は、教員その他教育に関し識見を有する者<u>のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育研究員の任期は、1年とする。</u></p> <p>4 <u>教育研究員は、再任することができる。</u></p>	<p>(教育研究員)</p> <p>第4条 教育研究員は、教員その他教育に関し識見を有する者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>(教育支援員)</p> <p>第5条 教育支援員は、児童及び生徒の心理に関する豊かな経験と識見を有する者<u>のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>2 <u>教育支援員の任期は、1年とする。ただし、当該教育支援員が欠けた場合における補欠の教育支援員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>教育支援員は、再任することができる。</u></p>	<p>(教育支援員)</p> <p>第5条 教育支援員は、児童及び生徒の心理に関する豊かな経験と識見を有する者とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>(教育史調査員)</p> <p>第6条 教育史調査員は、座間の教育に関する豊かな識見を有する者<u>のうちから教育委員会が委嘱し、教育史編集員の指示により調査及び研究を行う。</u></p> <p>2 <u>教育史調査員の任期は1年とする。ただし、当該教育調査員が欠けた場合における補欠の教育史調査員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>教育史調査員は、再任することができる。</u></p>	<p>(教育史調査員)</p> <p>第6条 教育史調査員は、座間の教育に関する豊かな識見を有する者とし、教育史編集員の指示により調査及び研究を行う。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>(教育心理相談員)</p> <p>第7条 教育心理相談員は、電話及び来所相談に関する臨床心理面の豊かな経験と見識を有する者<u>のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>2 <u>教育心理相談員の任期は、1年とする。ただし、当該教育心理相談員が欠けた場合における補欠の教育心理相談員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>教育心理相談員は、再任することができる。</u></p>	<p>(教育心理相談員)</p> <p>第7条 教育心理相談員は、電話及び来所相談に関する臨床心理面の豊かな経験と見識を有する者とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

(家庭訪問相談員)

第8条 家庭訪問相談員は、不登校児童及び生徒の心理に関する豊かな経験と見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 家庭訪問相談員の任期は、1年とする。ただし、当該家庭訪問相談員が欠けた場合における補欠の家庭訪問相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 家庭訪問相談員は、再任することができる。

(教育史編集員)

第9条 教育史編集員は、座間の教育に関する豊かな識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、教育史編さんをするための専門的な調査及び研究等を行う。

2 教育史編集員の任期は1年とする。ただし、当該教育史編集員が欠けた場合における補欠の教育史編集員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育史編集員は、再任することができる。

(その他の職員)

第10条 条例第3条第9号に定める「その他の職員」として心理判定支援員を置くことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 心理判定支援員は、児童及び生徒の発達に関する臨床心理面の豊かな経験と見識を有するものうちから教育委員会が委嘱する。

3 心理判定支援員の任期は1年とする。ただし再任することができる。

第11条 条例第3条第9号に定める「その他の職員」としてスクールソーシャルワーカーを置くことができる。

2 スクールソーシャルワーカーは、教育及び

(家庭訪問相談員)

第8条 家庭訪問相談員は、不登校児童及び生徒の心理に関する豊かな経験と見識を有する者と~~する~~。

(削る)

(削る)

(教育史編集員)

第9条 教育史編集員は、座間の教育に関する豊かな識見を有する者とし、教育史編さんをするための専門的な調査及び研究等を行う。

(削る)

(削る)

(その他の職員)

第10条 条例第3条第9号に定めるその他の職員として次に掲げる職員を置くことができる。

(1) 心理判定支援員 児童及び生徒の発達に関する臨床心理面の豊かな経験と見識を有する者

(2) スクールソーシャルワーカー 教育及び社会福祉に関する豊かな経験と見識を有する者

(3) 学校教育心理相談員 財団法人日本臨床心理士認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者

(4) 学校司書 図書館司書又は図書館業務に識見を有する者

(5) 情報教育アドバイザー 情報教育に関わる専門的知識及び技術的知識を有する者

(削る)

(削る)

(削る)

<p><u>社会福祉に関する豊かな経験と見識を有するものの中から教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>3 スクールソーシャルワーカーの任期は1年とする。ただし再任することができる。</u></p> <p><u>第12条 条例第3条第9号に定める「その他の職員」として学校教育心理相談員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 学校教育心理相談員は、財団法人日本臨床心理士認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者から公募によって選考し、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>3 学校教育心理相談員の任期は1年とする。ただし再任することができる。</u></p> <p><u>第13条 条例第3条第9号に定める「その他の職員」として学校司書を置くことができる。</u></p> <p><u>2 学校司書は、図書館司書又は図書館業務に識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>3 学校司書の任期は1年とする。ただし再任することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p>
--	---

議案第19号

座間市社会教育指導員規則の一部を改正する規則

座間市社会教育指導員規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年5月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

会計年度任用職員の導入に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものである。

座間市社会教育指導員規則の一部を改正する規則

座間市社会教育指導員規則（昭和47年座間市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 社会教育指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、社会教育に関する指導技術を身につけた者とする。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「7人以内」を「4人以内」に改め、同条を第4条とする。

第6条及び第7条を削り、第8条を第5条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

座間市社会教育指導員規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(設置) 第2条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(設置) 第2条 (略)</p>
<p>(委嘱) 第3条 <u>社会教育指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、社会教育に関する指導技術を身につけた者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p>	<p><u>2 社会教育指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、社会教育に関する指導技術を身につけた者とする。</u></p> <p>(削る)</p>
<p>(職務) 第4条 (略)</p>	<p>(職務) 第3条 (略)</p>
<p>(定数) 第5条 社会教育指導員の定数は、<u>7人以内</u>とする。</p>	<p>(定数) 第4条 社会教育指導員の定数は、<u>4人以内</u>とする。</p>
<p>(任期) 第6条 <u>社会教育指導員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(勤務日及び勤務時間) 第7条 <u>社会教育指導員の勤務日数は、一週間につき5日以内とし、1日の勤務時間は、7時間以内とする。ただし、教育長は、必要に応じて勤務時間の割り振りの変更を行うことができる。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(委任) 第8条 (略)</p>	<p>(委任) 第5条 (略)</p>

議案第20号

座間市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

座間市文化財保護条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年5月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

会計年度任用職員の導入に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものである。

座間市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

座間市文化財保護条例施行規則（昭和53年座間市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

座間市文化財保護条例施行規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p><u>（文化財調査員）</u> <u>第6条 条例の施行に関し、文化財の専門的調査等にあたるため、教育委員会に文化財調査員（以下「調査員」という。）を置く。</u> <u>2 調査員の定数は、若干名とする。</u></p> <p><u>（委嘱）</u> <u>第7条 調査員は、座間市文化財保護委員会が推薦した者を、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>（任期）</u> <u>第8条 調査員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。</u> <u>2 調査員に欠員が生じたときは、あらたに調査員を委嘱することができる。ただし、この場合における調査員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>（委任）</u> 第9条 （略）</p>	<p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（委任） 第6条 （略）</p>

議案第21号

座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則

座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年5月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

会計年度任用職員の導入に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものである。

座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則

座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則（昭和62年座間市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「とし、教育委員会が委嘱する」を「とする」に改める。

第4条を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(設置) 第2条 (略) 2 編集員の定数は1人、調査員の定数は5人以内とし、<u>教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(任期) <u>第4条 編集員及び調査員の任期は、2年とする。ただし、当該編集員及び調査員が欠けた場合における補欠の編集員及び調査員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 編集員及び調査員は、<u>再任することができる。</u></p>	<p>(設置) 第2条 (略) 2 編集員の定数は1人、調査員の定数は5人以内とする。</p> <p>(削る)</p>

議案第22号

座間市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

座間市教育支援委員会規則の一部を別紙のとおり改正することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年5月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

教育支援委員会に心理判定支援員を置くため提案するものである。

座間市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

座間市教育支援委員会規則（昭和50年座間市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（心理判定支援員）

第7条 委員会に心理判定支援員を置くことができる。

- 2 心理判定支援員は、児童及び生徒の発達に関する臨床心理面の豊かな経験と見識を有する者とする。
- 3 心理判定支援員は、委員会の求めに応じ、就学に関する資料を作成し、委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

座間市教育支援委員会規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p><u>(心理判定支援員)</u></p> <p><u>第7条 委員会に心理判定支援員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 心理判定支援員は、児童及び生徒の発達に関する臨床心理面の豊かな経験と見識を有する者とする。</u></p> <p><u>3 心理判定支援員は、委員会の求めに応じ、就学に関する資料を作成し、委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>

議案第23号

令和3年度使用中学校教科用図書の採択方針及び採択検討委員会方針について

令和3年度使用の座間市立中学校教科用図書を採択するに当たり、採択方針及び採択検討委員会方針を別紙のとおりとすることについて議決を求める。

令和2年5月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

県の令和3年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択方針に基づく座間採択地区としての方針及び座間市教科用図書採択検討委員会要綱に基づき設置される検討委員会の方針について提案するものである。

中学校

座間採択地区教科用図書採択方針

令和3年度以降4か年の中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会の採択基準に基づき、座間市教育委員会が設置した座間市教科用図書採択検討委員会の報告を資料とし、種目ごとに1種の教科用図書について座間市教育委員会が採択する。

座間市教科用図書採択検討委員会方針

令和3年度以降4か年使用の中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会の採択基準に基づき、座間市教科用図書採択検討委員会が設置した調査員の報告を資料とし、教科用図書の採択に必要な資料をまとめ教育委員会に報告する。

令和3年度使用中学校教科用図書採択について

1 採択教科書

令和3年度使用中学校教科用図書

2 採択にかかわる日程について

令和2年 2月 教科用図書担当者会議（採択事務について）

4月 教科用図書採択検討委員会の細案等について検討

5月 第1回採択検討委員会の開催
第1回調査委員会の開催

6月 第2回調査委員会の開催
第3回調査委員会の開催
教科用図書展示会

7月 第2回採択検討委員会の開催
令和3年度使用教科用図書採択決定

8月 需要数報告

議案第24号

教育関係予算案に関する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙の教育関係予算案に関し、異議の無い旨を申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和2年5月13日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

令和元年度及び令和2年度座間市一般会計補正予算について提案するものである。

【歳入】

(款) 2 1 諸収入 (項) 0 4 雑入 (目) 0 2 雑入 (節) 0 7 教育費雑入

細節	現計予算額	補正額	補正後予算額	増減額	説明
0 1 教育費雑入	0	103	103	103	臨時休業に伴う中学校給食の中止に係る経費について、3/4が学校臨時休業対策費補助金で補助されるため
計	0	103	103	103	

【歳出】

(款) 1 0 教育費 (項) 0 3 中学校費 (目) 0 3 給食費 (節) 1 8 負担金、補助及び交付金

細節・事業費名称	現計予算額	補正額	補正後予算額	増減額	説明
2 5 その他補助金 (中学校給食費返還事業費)	0	139	139	139	臨時休業に伴う中学校給食の中止に係る経費について、保護者の負担軽減を図るため
計	0	139	139	139	

【歳出】

(款)10 教育費 (項)04 社会教育費 (目)09 市民文化会館費 (節)10 需用費

細節・事業費名称	現計予算額	補正額	補正後予算額	増減額	説明
07 施設修繕料 (市民文化会館管理運営事業費)	6,291	7,557	13,848	7,557	市民文化会館リハーサル室および事務所空調機器の交換を行うため
計	6,291	7,557	13,848	7,557	

令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、令和3年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 令和3年度義務教育諸学校において使用する教科用図書採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（令和3年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要が生じた場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和2・3・4・5年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和3・4・5・6年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

ア 当該採択地区内の市町村教育委員会

イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他（保護者等）

(4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査委員会を置く。

(5) 調査委員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。

(7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

○「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第49条・第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
- ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
- ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

○ 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。

- ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
- ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
- ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

○中学校学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
- ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮

○学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・言語能力の確実な育成
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・体験活動の充実
- ・学校段階間の円滑な接続
- ・情報活用能力の育成
- ・生徒の学習上の困難さに応じた工夫

○生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。

(イ) 分量・装丁・表記等

○各内容の分量とその配分は適切であるか。

○体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。

○文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

(7) 国語（書写を除く）

学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。

語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮がなされているか。

読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。

(4) 書写

毛筆と硬筆との関連をもたせるための工夫や配慮がなされているか。

文字を正しく整えて速く書く能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。

日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。

(ク) 社会（地図を除く）

- 生徒が、各分野における「社会的な見方・考え方（地理的な見方・考え方、歴史的な見方・考え方、現代社会の見方・考え方）」を働かせる学習ができるための工夫や配慮がなされているか。
- 社会的事象について生徒が多面的・多角的に考察、構想し、表現するための工夫や配慮がなされているか。
- 課題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。

(コ) 地図

- 一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、生徒の発達の段階に即したものが適切に取り上げられているか。
- 生徒が自主的に学習に取り組み、情報を読み取る技能及びまとめる技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。

(カ) 数学

- 数学的活動を通して、基礎的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
- 言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し、さらにその過程を振り返り、その考えを表現して深めるための工夫や配慮がなされているか。
- 不確定な事象を取り扱うなかで、目的に応じてデータを収集して処理し、その傾向を読み取って判断するような題材の工夫、批判的に考察し、問題解決に取り組めるような題材の工夫や配慮がなされているか。

(キ) 理科

- 観察、実験などは、3年間を通じて、科学的に探究する力の育成が図られるような工夫や配慮がなされているか。
- 観察、実験などは、日常生活や社会とのかかわりの中で、生徒が理科の有用性を実感したり、自らの力で知識を獲得したり、また、それらを表現したりして、理解を深めて体系化していくような工夫や配慮がなされているか。
- 原理や法則の理解を深めるためのものづくりや、継続的な観察や季節を変えての定点観測など、体験的な学習活動の充実が図られるような工夫や配慮がなされているか。

(キ) 音楽

- 表現及び鑑賞の基礎的な能力を養うために、〔共通事項〕をよりどころとして、主体的・協働的な学習の展開が図られるような工夫や配慮がなされているか。
- 「A表現」や「B鑑賞」の教材は、学習を積み重ねていくことができるよう、系統的、発展的に配列されているか。
- 音楽文化の理解について、多様な音楽を、身の回りの生活や社会と関連させながら学習するための工夫や配慮がなされているか。

(ク) 美術

- 生徒が自ら造形的な見方・考え方を働かせながら、表現したり鑑賞したりして、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わるような工夫や配慮がなされているか。
- 生徒が自ら主題を生み出して表現したり、自ら造形的な見方や考え方を働かせて鑑賞したりできるよう、表現及び鑑賞の題材に、自分らしい思いや考えをもつための工夫や配慮がなされているか。
- 「A表現」と「B鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(ケ) 保健体育

- イラスト、写真、事例等の資料について、最新のデータを扱うなど信頼性があり、生徒が健康・安全について、自他の課題を発見し、解決することに役立つような工夫や配慮がなされているか。
- 生徒が個人生活における健康・安全について科学的に思考し、判断するとともに、筋道を立てて他者に表現できるような学習活動が取り上げられているか。
- 生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習活動の工夫や配慮がなされているか。

(コ) 技術・家庭

- 実践的・体験的な活動を通して、基礎的な知識及び技能の習得やそれらを生かした思考力・判断力・表現力等の育成を図るための工夫や配慮がなされているか。
- 「技術の見方・考え方」や「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせた学習となるよう、内容構成に工夫や配慮がなされているか。
- 既存の技術の理解を図る学習過程や、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する力を養う学習過程が取り上げられているか。

(ウ) 英語

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」などのコミュニケーションを図る資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 小学校と関連した構成となるよう、小学校外国語活動及び外国語科で扱った音声や語彙、表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然科学などを、生徒の発達の段階や興味・関心に即して効果的に取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

(エ) 特別の教科 道徳

- 道徳的な課題を生徒が自分との関わりの中で、主体的に考え、自分の考え方、感じ方を明確にすることができるよう、「考える道徳」につながる内容構成になっているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるために、多様な考え方、感じ方と出あい交流する「議論する道徳」につながる内容構成になっているか。
- 発達の段階に応じて、道徳的行動に関する体験的な学習を取り入れるための工夫や配慮がなされているか。

6 令和3年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第49条・第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
- ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
- ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・ 他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 言語能力の確実な育成
 - ・ 伝統や文化に関する教育の充実
 - ・ 体験活動の充実
 - ・ 学校段階間の円滑な接続
 - ・ 情報活用能力の育成
 - ・ 児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、令和2年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。